

《空家法の改正について ※抜粋》 ※施行日は未定

○特定空家化の未然防止規定が追加

→放置すれば特定空家になると予想できる空家を「**管理不全空家**」に認定し、指導・勧告が可能となる制度が追加
(勧告されれば**住宅用地特例** (固定資産税1/6等に減額) は解除される)

※住宅用地特例とは、土地の固定資産税の減額措置のこと

《今後の方向性について》

本町では、特定空家等の認定は実績が無い。今後、空家調査や住民等の情報提供で、**特定空家等の可能性がある空家等があれば、協議会と協議し、町長が認定後、指導等を行う**ことになると思われる。

しかし、特定空家等に認定し行政代執行を行う場合、解体等にかかった費用の請求を所有者等に行うことになるが、**回収できなかった場合、町の税金を使うことになる点や、個人の財産を強制的に解体等の措置を行う行為であるため、慎重に協議し特定空家等の認定を行うべきであると考えている。**

改正法施行後、**管理不全空家の認定については、近隣市町や国からの運用指針などが示されれば検討していく意向である。**

また、適切な管理願い文書の送付もこれまでと同様に継続していく意向である。

《空家法改正後の空家等の取扱いについて》

